

常任委員会



6月13日の総務文教委員

員会・経済建設委員会にて審議のあった質疑の主な内容は次のとおりです。

Q 五霞町医療費助成に

関する条例については、町単独事業としての上乗せ助成を行っているが、その改正というところで今回、実際は小学生の部分が縮小となる。地方自治体の任務というのは、福祉の増進がうたわれていることから、この立場で検討すべき問題ではないか。

A 県における医療費の制度改正に合わせて、町においても見直しを検討した結果、町単独事業の「マル福」の対象を中学生まで引き上げると同時に、小学生まで実施して

いた外来診療1回600

円、月2回までの自己負担金の肩代わり助成については、未就学児までとすることを提案しました。

Q 「マル福」制度は、

対象者の実情及び要望に応じて福祉の施策を行っていることから、小学生分の上乗せ助成は行うべきではないか。

A 各自治体が独自にサービスを積み上げており、できればすべてを助成したいが、一つの事業を行うには5年なり10年と長く続けることを考えなくてはならない。財政という部分を考えると、なかなかそうもいかないということから、一度元に戻して、他の子育て支援も含め十分検討して、皆さ

んに説明をしていきたい。

Q 補正予算に農協のラ

イスセンター建設負担金を計上しているがどうか。

A 町において農業は最

も重要な産業の一つであり、町では米作を中心に行っています。しかし、現在の米の価格では採算が合わない農家もある中、カントリーエレベーター利用農家は費用が削減され、荒廃農地の発生が抑えられてきている。カントリーエレベーターは建設してから40年が経過し、老朽化も進んでいることから、このライスセンターが必要であると考えています。

○定例会において採択された陳情について、地方自治法に基づき、意見書を内閣総理大臣等に提出しました。（なお、文章は要約して掲載しております）

労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書

政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。

会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されていますが、その仕組みは、国連の専門機関「国際労働機関（ILO）」における国際標準から逸脱したものと云わざるを得ません。こうした現状に鑑み、政府に対して、次の事項を強く要望します。

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者により安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。